

大紀町空き家バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大紀町における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者は、「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク登録台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていないもの
- (2) 当該空き家の所有者が、第2条第2号の要件を満たしていないもの
- (3) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないとしたもの

3 町長は、必要に応じて当該空き家を調査することができる。

4 当該申込者（以下「登録者」という。）は、前項の調査に協力するものとする。

5 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了通知書（様式第3号）を登録者に通知するものとする。

6 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家バンク制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第5項の規定による登録完了通知書の通知を受けた登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は「空き家バンク」取消願書(様式第5号)の届出があったときは、当該空き家バンク登録台帳から削除するとともに、「空き家バンク」取消通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家バンク」利用登録申込書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了通知書(様式第8号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。ただし、登録の有効期限は登録の日から3年間とする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届書(様式第9号)を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消通知書(様式第10号)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が趣旨に反すると判断されたとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録者又は同居しようとする者が暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認められたとき。

(空き家バンク利用の申請要件)

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用

において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協働して生活できる者

(2) その他町長が適当と認めた者

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第 11 条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用申込書（様式第 11 号）及び誓約書（様式第 12 号）に希望物件の番号（第 4 条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第 12 条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 第 4 条第 2 項及び第 7 条第 3 項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、大紀町個人情報保護条例（平成 17 年大紀町条例第 163 号）に定めるところによる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。